給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１号
鹿児島市和田１丁目36番15号
再生債務者　古市　保正
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月８日から平成22年６月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２２年（再ロ）第１００４３号
東京都世田谷区北烏山８―29―20―201
再生債務者　加藤　光行
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月26日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月９日から平成22年６月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００５８号
神奈川県横浜市緑区三保町1351－１－５－109
再生債務者　加藤　稔
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月26日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月９日から平成22年６月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１０１８１号
東京都練馬区富士見台１－１－４
再生債務者　山田　隆行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月21日まで
平成22年４月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第４号
兵庫県西宮市甲陽園東山町５番45―102号
再生債務者　江口みゆき
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月21日まで
平成22年４月30日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２１年（再ロ）第１２号
高知市潮見台３丁目1004番地
再生債務者　矢野　真美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月28日まで
平成22年４月30日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第２９号
京都市北区大北山原谷乾町23番地の26
再生債務者　目野　明生
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月31日まで
平成22年４月30日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１７号
埼玉県志木市幸町４丁目18番８号
再生債務者　三木　悟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第１０１７５号
千葉県印旛郡栄町安食３―12―38―Ｃ―202
再生債務者　小倉　智之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第２号
大分県佐伯市蒲江大字西野浦193番地１
再生債務者　日高　寛子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月26日　大分地方裁判所佐伯支部

平成２１年（再ロ）第１０１６２号
東京都練馬区北町８―13―４
再生債務者　廣瀬　勇司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１号
愛知県津島市橘町４丁目23番地３　ロイヤル津島Ｖ104号
再生債務者　長岡　則夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.fxss.co.jp/kessan/index.html
（乙）http://www.fxcw.co.jp/company/settlement.html
平成二十二年五月十三日
東京都板橋区坂下一丁目一九番一号
（甲）富士ゼロックスシステムサービス株式会社
代表取締役　小山　眞一
東京都港区赤坂九丁目七番三号
（乙）富士ゼロックスクロスワークス株式会社
代表取締役　田中　義夫

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに甲、乙の取締役会で合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済です。
（乙）http://www.srt.co.jp
平成二十二年五月十三日
東京都港区港南二丁目一一番三二号
（甲）株式会社サンリツ
代表取締役　三浦　康英
東京都港区港南二丁目一二番三二号
（乙）新英産業株式会社
代表取締役社長　三浦　康英

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年七月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月一日
掲載頁　一八二頁（号外第七十一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月三十日
掲載頁　一四六頁（号外第九十三号）
平成二十二年五月十三日
大阪市東成区大今里南六丁目一番一号
（甲）コクヨファニチャー株式会社
代表取締役　黒田　英邦
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
（乙）コクヨオフィスシステム株式会社
代表取締役　西川　弘高